

2004年9月16日

各位

株式会社 ラック

## 「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」への取り組みについて ～ソフトウェアの脆弱性関連情報提供第1号～

経済産業省では、情報セキュリティ早期警戒体制の拡充・強化の一環として、ソフトウェア製品や Web サイト等に内在する安全性上の問題箇所(脆弱性)への対応を促進すべく、「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」(平成16年経済産業省告示第235号) 1を公示し、関係機関にてソフトウェア等の脆弱性関連情報流通を図る「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」 2の運用を開始しました。これは、独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)が受付機関に、有限責任中間法人 JPCERT コーディネーションセンター (JPCERT/CC)が調整機関となっており、広く脆弱性関連情報を募り、調整の上、対策方法等をユーザに提供する、という取り組みであります。

当社は、この取り組みにいち早く参加し、ソフトウェアの脆弱性関連情報提供第1号となりました。

当該取り組みに関する詳細は、JVN 3のホームページ(<http://jvn.jp/index.html>)をご参照ください。

なお、当社が提供いたしました情報は、同ホームページ内にて公開されておりますので、あわせてご参照ください(<http://jvn.jp/jp/JVN%23FF73142E.html>)。

### 1 ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準

当該基準は、ソフトウェア等に係る脆弱性関連情報等の取扱いにおいて関係者に推奨する行為を定めることにより、脆弱性関連情報の適切な流通及び対策の促進を図り、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、これをもって高度情報通信ネットワークの安全性の確保に資することを目的としています。

### 2 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ

1の経済産業省公示を施行するために、関係機関にてソフトウェア等の脆弱性関連情報流通を図る体制を指します。当該パートナーシップのためのガイドラインとして IPA、JPCERT/CC、社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)、社団法人情報サービス産業協会 (JISA)、社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会 (JPSA)、特定非営利法人日本ネットワークセキュリティ協会 (JNSA) は「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」を連名で発表しています。

### 3 JVN (JP Vendor Status Notes)

日本国内の製品開発者の脆弱性対応状況を公開するサイトであり、経済産業省告示の「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」を受け、有限責任中間法人 JPCERT コーディネーションセンター (JPCERT/CC) と独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)により共同で運営されています。

以上